

農業者団体等が本交付金実施状況報告までに整備しておく書類1/2

項 目		チェック	備 考
提出書類	共通	●環境負荷低減のチェックシート（個人ごと）※ ※民間団体によるGAPの第三者認証（GLOBALG.A.P., ASIAGAP, JGAP）を取得している場合は、認定証の写しを提出することで環境負荷低減のチェックシートの提出を省略できます 但し、認定の期限が切れていたり、申請中の場合は、省略できません ●生産記録（個人ごと） ※生産過程等において使用した肥料及び農薬、導入した技術等、要件に即して対象活動を実施したことが確認できれば、有機JAS認証や特別栽培農産物認証等の認証の写し又は認証機関に提出した書類を提出することで生産記録に代えることができますが、記載内容によっては追加で書類が必要です。（例：有機JAS認証を受けていない農地も交付対象農地とする場合） ※メタン排出削減対策が要件となっている場合は、実施した内容及び実施日（実施期間）等記載してください	※環境負荷低減のチェックシートは、すべての項目でチェックが必要。なお、有機農業の取組により「該当なし」となる場合は、チェックではなく斜線を記入してください。
	有機農業	●資材証明書等の写し（個人ごと） 有機農産物規格別表1の肥料及び土壌改良資材又は別表2の農薬を農産物の生産過程に使用した場合。 ※購入資材の場合は、資材証明書の写し等の原材料と製造工程がわかるものが必要です。 なお、一定の条件を満たす機関（登録認証機関や一般社団法人有機JAS資材評価協議会）が評価し公表した資材リストに掲載された資材である場合は、上記に代わり「当該資材が掲載されている頁の写し」及び「使用した資材の袋や購入伝票の写し」でもかまいません。 自給資材についても、原材料と製造工程がわかるものが必要となります。 ●土壌診断結果書類の写し 加算措置の取組を実施した場合。 ●有機JAS認証取得者の場合 認定証や確認証および認証ほ場一覧の写し	様式第1号および添付様式1（農場管理シート・現地確認チェックリスト）は6月末までに作成し市町村へ提出。  有機資材リスト https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kika/ku/youki_shizai_risuto.html
	共通	●出荷・販売伝票の写し（個人ごと）（10アール未満の作物の取組の場合に必要な） ●ほ場面積が確認できる書類の写し（交付金額の算定の基となった書類（共済細目書など公的資料）（個人ごと） ●農業振興地域（青地、白地）内の農地もしくは生産緑地地区の農地であることを市町村に確認する ●ほ場の権利関係がわかる利用権設定や契約書の写し（交付ほ場にて適正に利用する権利関係がわかる書類（農地の利用権、生産物の販売権および処分権が申請者にあることが明記されていること）（個人ごと） ●推進活動の実施内容や実施日等がわかる書類等（写真や会議資料添付）（個人ごと） ※特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定により免除される場合は認定書の写し ●環境負荷低減のチェックシートに記載した取組を証明する書類等（帳簿の写しや写真等）（個人ごと） ●信州の環境にやさしい農産物認証の認定証の写し（個人ごと）	□その他： 主作物の生育状況を写真で記録しておくのが望ましい。
	堆肥の施用	●堆肥の購入伝票等の写し（①購入した場合は、購入伝票。②無償取引の場合は、取引書類。③自家製堆肥の場合は、堆肥原料、その量、堆肥製造期間、堆肥製造場所、製造した堆肥の量等を記載した書類。）（個人ごと） ●施用した堆肥の成分証明書の写し（過去の堆肥成分分析結果でも可） ●土壌診断結果（毎年度、堆肥施用前に土壌分析・診断を実施）※ ●施肥管理計画（堆肥施用量「長野県施肥基準」範囲超の場合に必要な）の写し	□その他： 堆肥施用の様子を記録した写真を添付するのが望ましい。 ※土壌タイプ、これまでの管理状況や作物の収量等が同程度の場合は申請ほ場の一部の土壌診断結果でも可。同等であることがわかるものを保管しておくこと。  長野県施肥基準 https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/hiryo/documents/naganoken.pdf
	保管する証拠書類		

農業者団体等が本交付金実施状況報告までに整備しておく書類2/2

項 目			チェック	備 考
保管する証拠書類	緑肥の施用	●種子購入伝票等の写し(種子購入量がカタログの播種量と合っていること)(個人ごと)		□その他: カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培において播種した植物の生育の様子を記録した写真を添付するのが望ましい。
		●標準的な播種量を証明するカタログ等の写し		
	総合防除	●長野県IPM実践指標の写し		□その他: 取組を実施した様子を記録した写真を添付しておくことが望ましい。
		●生産記録(個人ごと)に各取組の要件を満たしていることを示すよう記載すること 除草剤を使用しない畦畔の雑草管理:除草時期、除草回数 等 交信かく乱剤の利用:交信かく乱剤の種類、設置日(設置期間)、10a当たり設置本数 等 天敵温存植物の利用:植物の種類、播種(設置)日、播種量(設置本数)、播種(設置)面積 等 天敵等生物農薬:散布した農薬の種類、散布日、希釈倍数、散布面積 等		
		●除草剤を使用しない畦畔の雑草管理以外の取組は実施した際に使用した資材の購入伝票の写し		
		●各取組ごと購入した資材のカタログや利用したマニュアルもしくは技術指針 等 交信かく乱剤:適切な設置本数がわかるようなカタログ 等 天敵温存植物:利用する技術が記載されたマニュアルもしくは技術指針 等 天敵等生物農薬:対象の農薬がわかる記載があるカタログ 等		
	炭の投入	●購入した炭を施用した場合は、購入量を証明する購入伝票等の写し(個人ごと) ●自ら製造した炭の施用した場合は、市販の炭化装置の販売元が示す炭化方法が確認できる書類の写し(個人ごと)		□その他: 自らが製造した炭の場合は、要件に合致することが確認できるようにしておくこと
	有機農業の加算措置(堆肥の施用)	●堆肥の購入伝票等の写し(①購入した場合は、購入伝票。②無償取引の場合は、取引書類。③自家製堆肥の場合は、堆肥原料、その量、堆肥製造期間、堆肥製造場所、製造した堆肥の量等を記載した書類。)(個人ごと)		□その他: 堆肥施用の様子を記録した写真を添付するのが望ましい。
		●施用した堆肥の成分証明書の写し(過去の堆肥成分分析結果でも可)		
		●施肥管理計画(堆肥施用量が「長野県施肥基準」範囲超の場合に必要な)の写し		長野県施肥基準 (前ページ再掲) https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/hiryo/documents/naganoken.pdf
	有機農業の加算措置(緑肥の作付)	●種子購入伝票等の写し(種子購入量がカタログの播種量と合っていること)(個人ごと)		□その他: カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培において播種した植物の生育の様子を記録した写真を添付するのが望ましい。
		●標準的な播種量を証明するカタログ等の写し		
有機農業取組拡大加算	指導する農業者(個人ごと)	●有機農業の経験や技術について証明する書類 ※有機JAS取得者は認定証の写し、 長野県有機農業推進アドバイザーの場合は認定通知や名鑑の写し など、市町村で客観的に有機農業を指導できる者と判断できる書類が必要です。		□その他: 指導の実施状況の様子を記録した写真を添付するとより望ましい。
	指導を受ける農業者(個人ごと)	●指導を受けた日付、指導を受けた作業内容のわかる作業日誌等の写し ● これまでに有機農業の技術や経験がないこと(初めて有機農業に取り組むこと)がわかる書類		

- 市町村へ 実施状況報告(国様式第7号)提出の際、証拠書類等の確認を市町村から受けてください。
また、県・農政局が申請農業者団体等の中から証拠書類等の整備状況について抽出検査を行います。
- 交付金の交付に関する証拠書類、経理書類及び交付申請の基礎となった書類は、交付を受けた年度の翌年度から**5年間保存**が必要です。